

○国土交通省告示第四百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道56号改築工事（中村宿毛道路・高知県四万十市右山字櫻内地内から同市山路字ヒノヒラ山地内まで及び同市森沢字ウナギタ地内から同市江ノ村字サカイノ谷地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 高知県四万十市右山字櫻内、字坂折山、字長池及び字南中山、不破字東屋敷、字地獄谷、字南中山、字八幡澤、字竹ノ内、字観音寺谷、字観福寺ノ谷、字橋本及び字平口、坂本字平見山及び字土居ノ谷、森沢字ウナギタ、字前澤、字タコノダ、字松ノハナ、字岡崎、字メシモリヤマ、字谷田、字西谷口及び字堺ノ尾、楠島字カイトコ及び字扇田並びに江ノ村字フタノウ及び字サカイノ谷地内
- 2 使用の部分 高知県四万十市右山字櫻内、字長池及び字南中山、不破字東屋敷、字地獄谷、字南中山、字八幡澤、字竹ノ内、字観福寺ノ谷、字橋本及び字平口、坂本字平見山、字中ノ坊、字土居ノ谷、字土居ノ峰山及び字皇子山、山路字ヒノヒラ山並びに森沢字前澤、字タコノダ、字岡崎、字メシモリヤマ、字谷田、字西谷口及び字堺ノ尾地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県四万十市右山地内から同県宿毛市和田地内までの延長20.7 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道56号改築工事（中村宿毛道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道56号は、高知県高知市を起点として、四万十市、宿毛市、愛媛県宇和島市等を経て松山市に至る延長約319.6kmの四国西南部における主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道56号（以下「現道」という。）は、高知県西南地域の拠点都市である四万十市と宿毛市とを結ぶ唯一の幹線道路であることから、当該地域の日常生活及び地域間の交流を支える重要な役割を担っているとともに、当該地域における海の交通拠点である重要港湾宿毛湾港や産業基盤である高知西南中核工業団地と周辺都市とを結ぶ輸送路としての役割も担っているため、交通量が多い状況である。しかしながら、現道は、四万十市中心部の一部を除いてそのほとんどが2車線道路であるために、慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、四万十市具同地内で20,125台/日、同市有岡地内で17,234台/日、宿毛市押ノ川地内で18,222台/日、混雑度はそれぞれ1.42、1.27、1.29となっている。

本件事業の完成により、本件区間における通過交通の分散が図られるため、現道の交通渋滞が緩和され、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者が平成元年10月に「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（昭和60年建設事務次官通知）に基づき環境影響評価（以下「平成元年評価」という。）を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しに伴い、起業者が平成17年11月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意に平成元年評価の再評価（以下「平成17年評価」という。）を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。なお、起業者が実施した平成17年評価によると、本件区間内の土地には、高知県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているト

ラノオスズカケが確認されたが、起業者は移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく4車線及び2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業に係る施設のうち中村インターチェンジ及び宿毛インターチェンジの位置については、市街地からの利便性等を考慮すると、事業計画のとおり、高知県四万十市右山地内及び同市不破地内並びに宿毛市和田地内にそれぞれ設置することが適切なものと認められる。

また、本件区間におけるルートについては、主に現道の北側を通過する北側ルート案、主に現道の南側を通過する南側ルート案及び起点からは南側ルートを取り、途中現道を橋梁で通過し、その後は北側ルートを取り終点に至る上記2案の併用ルート案（申請案）の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積が最も多くなるものの、支障家屋が最も少ないこと、トンネル等の構造物の施工延長が短く、工事施工に要する期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であり、経済性に優れることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、現道沿線周辺の自治体の長及び議会議長からなる一般国道56号バイパス建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認めら

れる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県四万十市役所